

竹原市景観計画の策定について

第1章 景観計画の目的

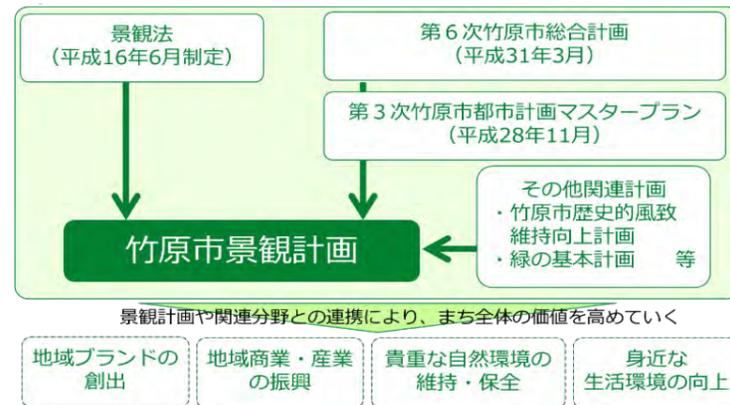
(1) 景観計画とは

- 「景観計画」とは、景観法（平成16年6月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。
- 景観形成の将来像や目標、景観形成の方針、行為の制限等を計画に示すことで、ルールに基づく規制・誘導ができ、良好な景観の形成が可能となります。

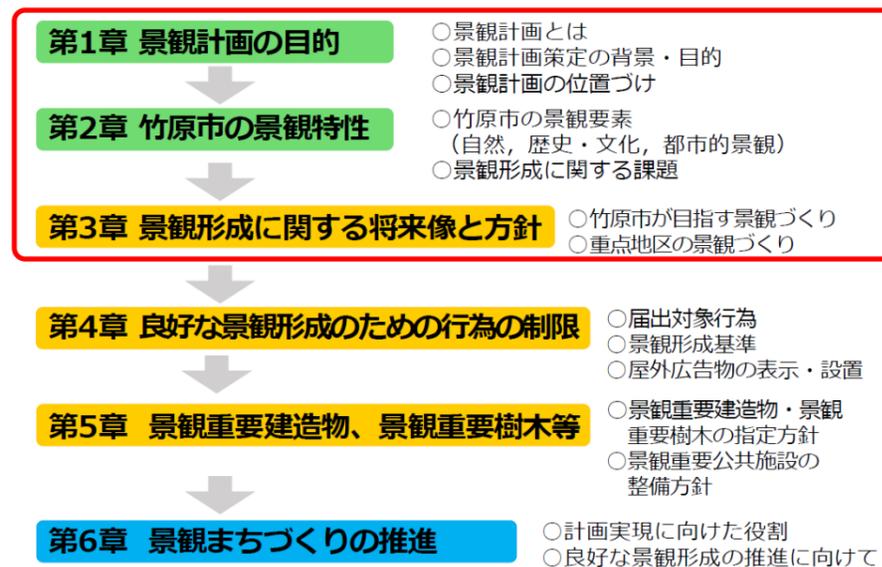
(2) 景観計画策定の背景・目的

- 本市は、美しい自然景観、町並み保存地区に代表される歴史・文化的景観など多彩な景観を有しています。
- この、竹原固有の良好な景観を守るとともに、新たな魅力ある景観を創出し、次の世代に引き継いでいくことが重要です。
- 自然や歴史文化を生かした竹原らしい豊かな景観づくりを市民、事業者及び行政の連携・協働で行うことを目的に「竹原市景観計画」を策定します。

(3) 景観計画の位置付け



(4) 景観計画の構成



第2章 竹原市の景観特性

(1) 竹原市の景観要素



(2) 景観形成に関する課題

課題1 良好な景観の保全

- 視点場の維持管理、景観を阻害する建造物等の開発・建築の制限（黒滝山の眺望等）
- 多島美景観の眺望点の保全・改善、島や海の景観保全（瀬戸内の多島美、大久野島等）
- 歴史的なまちなみなど、後世に引き継ぐ重要な資源・景観の適切な維持管理
- 伝統行事・祭を守るため周辺地域との連携

課題2 地域資源の価値を高める

- 市の玄関口として魅力ある景観づくり（主要道路沿道、駅前等）
- 魅力的な景観など市内外への魅力の発信
- 市民や観光客が歩きたくなるような景観づくり（竹原駅前～町並み保存地区等）

課題3 景観阻害要素の改善

- 建造物や広告物などに対する適切なルールづくり（歴史的まちなみや主要道路沿道等）
- 良好な景観を阻害する要素解消、周辺景観との調和（太陽光パネル、空き店舗や空家等）

課題4 景観形成に向けた仕組みづくり

- 市民等と行政との協働による魅力ある景観づくり
- 良好な景観の保全や形成を行う上でのルールづくりや景観イメージの醸成

第3章 景観形成に関する将来像と方針（竹原市が目指す景観づくり）

(1) 景観形成の将来像

市の景観特性や上位計画（竹原市総合計画、都市計画マスタープラン等）、市民意向などを踏まえ、「景観形成の将来像」を定めます。

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

- 市内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創出しています。
- 春には、賀茂川やバンブー・ジョイ・ハイランド等をはじめ、市内各地が桜で彩られ、多くの人の心に残る景観をつくっています。夏には、瀬戸内海の島と海が夏の訪れを感じさせます。秋は、黄金色に彩られた北部地域の田園が秋の風景を特徴づけています。
- 町並み保存地区に代表される歴史資源は、季節を問わず趣きのある風景を創出しています。市内各地で行われる祭や伝統行事は、地域や世代を超えた交流と賑わいを創出し、本市の大きな強みとなっています。
- この竹原らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。

“竹原らしさ”とは
瀬戸内の海・山・田園と歴史あるまちなみがまとまった竹原特有の風景、伝統行事等の賑わいが住民の生活と融合している様子、これらの風景や賑わいが誰でも身近に感じられること

(2) 景観形成の基本方針

景観形成の将来像を実現するため、「まもる（保全・維持）」、「みがく（創出・向上）」、「ととのえる（改善・調和）」、「つなぐ（協働）」の4つの基本方針に基づき、より具体的な景観形成の基本方針を定めます。



(3) 景観計画区域とゾーニング

竹原市全体での良好な景観形成を進めるため、市全域を景観計画区域とします。また、地域の持つ資源や土地利用などの景観特性に応じた景観形成を進めるため、景観計画区域を5つのゾーンと2つの景観軸に区分します。



ゾーン・軸	概要	主な地区など	景観づくりの目標	
景観ゾーン	まちなかゾーン	竹原駅前商店街や竹原市役所周辺の商業施設や公共施設が集積する市街地エリア	竹原駅、竹原駅前商店街、新開地区	竹原市の中心地として、竹原らしい魅力と活力のある景観形成を目指す。特に竹原駅前商店街は、町並み保存地区へつながるルートとなっており、市民や来訪者が心地よさと魅力を感じる景観形成を目指す。
	住宅地ゾーン	まちなかゾーン周辺や吉名駅、大乗駅、忠海駅周辺の住宅地エリア	吉名駅周辺、大乗駅周辺、忠海駅周辺、下野町	生活の場として、市民が落ち着きを感じる景観形成を目指す。
	歴史まちなみ地域	歴史ある建物と住宅が共存し、趣のある景観を形成するエリア	町並み保存地区、忠海市街地	“竹原らしさ”を継承し、生活と伝統が融合した歴史的景観の維持・向上を目指す。
	田園集落ゾーン	竹原市北部や宿根地区等の主に農業が営まれているエリア	東野町、新庄町、西野町、田万里町、仁賀町、小梨町、宿根地区	集落と農地が周辺の自然と調和した安らぎのある景観形成を目指す。
	多島美ゾーン	豊かな自然景観を有する島々による多島美を形成するエリア	瀬戸内海沿岸、大久野島・小久野島・阿波島	瀬戸内海の豊かな自然景観を有する島々による多島美を生かした景観形成を目指す。
	近代産業地域	レンガ工場や火力発電所等が立地する沿岸部の工場エリア	吉名レンガ工場周辺、竹原製煉所周辺、竹原火力発電所周辺	臨海部に立地するレンガ工場や火力発電所などの近代的な産業の景観形成を目指す。
景観軸	山なみゾーン	市街地を取り囲むように山々が広がっている緑あふれるエリア	朝日山・黒滝山等のランドマーク、市街地を囲む山々	山々の緑豊かな自然景観の保全を目指す。
	沿道景観軸	国道432号、185号の主要道沿道のエリア	国道432号、国道185号	市外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いで、“竹原らしい”玄関口となる景観形成を目指す。
	河川景観軸	賀茂川の周辺	賀茂川	竹原の水と緑のシンボル軸として、周辺の景色と調和した景観形成を目指す。

(4) ゾーン別の景観づくり

まちなかゾーン



竹原駅前商店街

- 「まもる」**
- ☑ノスタルジックな雰囲気を残し、親しみのある景観を維持
 - ☑都市的な市街地景観と竹の植栽による良好な沿道景観を維持
- 「みがく」**
- ☑歩きたくなる、心地よさと魅力を感じる沿道と店舗一体の景観
 - ☑公共施設ゾーンでは市民が日常的に集いたくなる竹原らしい景観
- 【対象地区】** 竹原駅・竹原駅前商店街、新開地区（土地区画整理事業）

住宅地ゾーン



吉名地区

- 「まもる」**
- ☑周辺環境と調和した、ゆとりある落ち着いた住宅地景観
 - ☑憩いの場となる公園・緑地等の適切な維持によるゆとりある景観
 - ☑地域で受け継いできた伝統行事等がつくりだす景観の継承
- 「みがく」**
- ☑公園・緑地の適正な配置や施設整備による居心地のいい空間創出
 - ☑開発等における建築物の形態・色彩、緑化等による良好な景観づくり
- 【対象地区】** 吉名駅周辺、大乘駅周辺、忠海駅周辺、下野町

歴史まちなみ地域



町並み保存地区

- 「まもる」**
- ☑町並み保存地区は、歴史的建築物等の維持・活用により歴史あるまちなみ保全
 - ☑歴史的建築物の維持と住環境の確保により歴史と生活が融合したまちなみ保全
 - ☑本川と忠海の雁木・常夜灯等の維持による歴史的景観との調和
- 「みがく」**
- ☑歴史的まちなみと調和した街路・サイン等の整備による地域の魅力向上
 - ☑歴史的なまちなみなど、魅力ある景観資源の情報発信による交流促進
- 【対象地区】** 町並み保存地区、忠海市街地

田園集落ゾーン



田万里町の菜の花畑

- 「まもる」**
- ☑集落と農地が調和した田園景観の保全、田畑等の適切な維持管理
 - ☑湯坂温泉郷は安らぎと情緒が感じられる温泉地としての景観
- 「ととのえる」**
- ☑耕作放棄地となっている農地再生
 - ☑空き家等の景観阻害要因の改善による安らぎのある集落景観
 - ☑太陽光発電設備の設置区域や色彩、植栽などの工夫
- 【対象地区】** 北部、小梨、宿根地区など

多島美ゾーン



瀬戸内の多島美

- 「まもる」**
- ☑瀬戸内海の魅力ある景観を構成する自然資源の保全
 - ☑老朽化が進む大久野島の歴史遺構の保全
 - ☑JR 呉線等から望む瀬戸内の多島美
- 「みがく」**
- ☑多島美を楽しむ景観ルート、眺望点、人々が集う空間づくり
 - ☑忠海駅や忠海港の建築物等の修景など玄関口としての魅力向上
- 「ととのえる」**
- ☑太陽光発電設備の設置区域や色彩、植栽などの工夫
- 【対象地区】** 瀬戸内海沿岸、大久野島、国道 185 号

山なみゾーン



黒滝山

- 「まもる」**
- ☑山林の育成・手入れや風致地区の保全による、山林景観の保全
 - ☑朝日山や黒滝山等の主要な視点場からの景観阻害要因の適切な誘導
 - ☑バンブー・ジョイ・ハイランド等の公園の適切な維持管理
 - ☑仁賀ダム・芙蓉湖周辺の水辺と山林が調和した親水景観の保全
- 「みがく」**
- ☑朝日山や黒滝山等の展望台や案内板、ルート整備による魅力的な景観創出
- 【対象地区】** 朝日山・黒滝山等のランドマーク、市街地を取り囲む山々

沿道景観軸



国道 432 号

- 「まもる」**
- ☑国道 185 号は瀬戸内海を望む眺望景観の確保等による魅力ある沿道景観
 - ☑国道 432 号は竹の植栽などシンボルロードとして良好な沿道景観
- 「みがく」**
- ☑歩きたくなる、滞留したくなる歩行者中心の沿道景観づくり
 - ☑国道 185 号の中心市街地での無電柱化による良好な市街地景観
- 「ととのえる」**
- ☑沿道の空き家・空き店舗対策による連続性のある沿道景観づくり
- 【対象道路】** 国道 185 号、国道 432 号

河川景観軸



賀茂川

- 「まもる」**
- ☑賀茂川の桜並木や干潟等の自然景観や自然緑地の保全
 - ☑賀茂川源流である荒谷山周辺では山なみや農地と調和した河川景観
- 「みがく」**
- ☑賀茂川河岸や臨海部での人々が集いたくなる景観づくり
 - ☑仁賀ダム周辺や中国自然歩道等での水と緑のネットワーク形成
- 「ととのえる」**
- ☑河川改修においては、周辺環境と調和した・色彩等の工夫
- 【対象河川】** 賀茂川

第 3 章 景観形成に関する将来像と方針（重点地区の景観づくり）

(1) 重点地区の考え方

特に竹原らしい景観を有しており、将来にわたって景観を保全すべき地区または竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区と位置づけ、地区の実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。

	景観計画におけるゾーン				
	まちなかゾーン	住宅地ゾーン	田園集落ゾーン	多島美ゾーン	山なみゾーン
総合計画や都市計画マスタープラン等で方針が示された地区	主要沿道や竹原駅、観光施設周辺	町並み保存地区 忠海駅周辺・旧市街地内の町家社寺	湯坂温泉郷	—	仁賀ダム・芙蓉湖
景観づくりや地域づくりの活動がある地区	竹原駅前商店街	町並み保存地区 忠海商店街	小梨地区	—	—
市民意向が強い地区または現況整理を踏まえ市の顔となる地区	竹原駅、竹原市役所周辺 玄関口となる主要道路沿道	町並み保存地区周辺 忠海駅周辺・黒滝山から見える市街地	東野地区	大久野島	—

重点地区	重点地区	指定しない	指定しない	指定しない
竹原駅前周辺 竹原シンボルロード周辺	町並み保存地区周辺 忠海市街地周辺			

重点地区：4地区

(2) 重点地区の景観づくり

○竹原駅前周辺

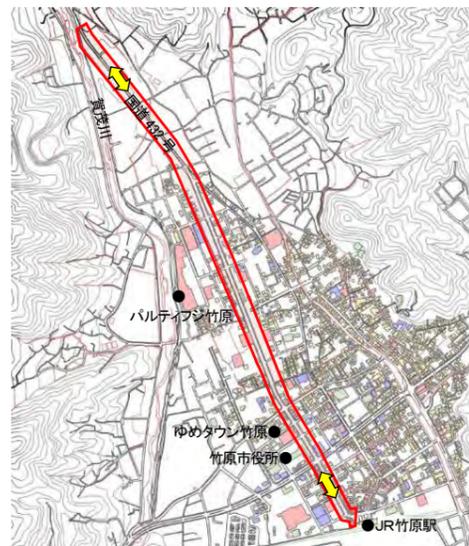
- ▶ 心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり
- ・ 駅前の魅力ある歩行者空間の創出に向けて、建築物等の形態や色彩のルールづくり、植栽の修景、のぼり旗や看板等の屋外広告物のルールづくりを進める。
- ・ 沿道店舗等において、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けない、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。
- ・ 連続性のある景観を阻害する空き店舗等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討する。



※区域幅は沿道に面する1宅地

○竹原シンボルロード周辺

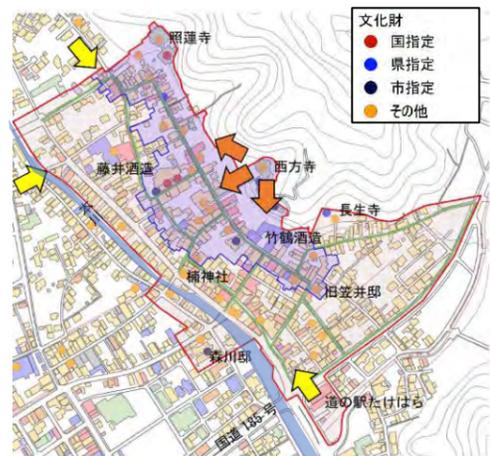
- ▶ 竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり
- ・ 沿道の竹並木と黒煉瓦による趣きある歩行者空間を維持し、竹原らしいシンボルロードの形成を進める。
- ▶ 賑わいと景観が調和した沿道景観づくり
- ・ 沿道の建築物・広告物等はにぎわいを演出しつつ、町並み保存地区からの眺望景観を阻害しない色彩にするなど景観上の配慮を行う。
- ・ 町並み保存地区や文化財等への誘導サインは、周辺と調和した統一感のあるデザインとするなど、景観上の配慮を行う。
- ・ 沿道に設置された太陽光発電設備等の工作物等は、生垣や植栽等の工夫を図るなど、周辺と調和した景観形成を進める。



※区域幅は沿道に面する1宅地

○町並み保存地区周辺

- ▶ 町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり
- ・ 町並み保存地区へと続く街路や沿道建築物等アイレベルの景観づくりに力を入れ、建築物等の形態や色彩のルールづくり、屋外広告物のルールづくりなど、町並み保存地区からの連続性のある景観形成を進める。
- ・ 西方寺普明閣等の主要な展望地からの眺望景観を阻害する要因となるものを把握し、建替・更新の際などに注意喚起を図る等、適正な措置を講じる。
- ・ 景観を阻害する空き家等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討する。



○忠海市街地周辺

- ▶ 忠海地域の玄関口として魅力あるまちなみづくり
- ・ 忠海駅から旧市街地への回遊促進に向けて、沿道の景観づくり、建築物等の形態や色彩のルールづくり、内堀公園等における居心地のよい空間づくりを進める。
- ・ 歴史と文化を伝える景観を保全しながら、市内外に地域資源を発信し、来訪者の回遊促進を図る。
- ・ 瀬戸内海の多島美など、黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害する要因を把握し、建替・更新の際などに注意喚起を図る等、適正な措置を講じる。



※区域幅は沿道に面する1宅地

第4章 良好な景観形成のための行為の制限（検討の進め方）

- ・ 現在、伝統的建造物群保存地区においては、建築物等の基準や規制がありますが、その他地域は県条例に基づく大規模行為の届出と屋外広告物の許可となっています。
- ・ 本計画において、市独自の景観づくりに取り組むため、市全域について県条例に準拠した届出（一定の規模以上のもの）及び景観形成基準を定めます。
- ・ 重点地区は、地区の状況に応じたより細かな基準（色彩や意匠等）を検討します。



■ 景観計画策定スケジュール

R1. 10. 29

R2. 3（書面）

R2. 10. 15

R2. 11. 20

R2. 12 末

R3. 1（予定）

R3. 2（予定）

R3. 3（予定）

R3. 4（予定）

R3. 5～6（予定）

第1回景観計画策定委員会（計画の目的、市の景観特性）

第2回景観計画策定委員会（竹原市の景観づくり）

第3回景観計画策定委員会（重点地区の景観づくり）

竹原市都市計画審議会（中間報告） ※本日

第4回 景観計画策定委員会（行為の制限、推進方策）

住民説明会

第5回 景観計画策定委員会（景観計画素案【骨子】）

パブリックコメント

第6回 景観計画策定委員会（計画とりまとめ、条例案検討）

竹原市都市計画審議会（意見聴取・回答）

竹原市景観計画の策定